

フレックス工期契約制度試行実施 Q&A

Q 1 工事着手期限日の計算方法をおしえてください。

A 1

工事着手期限日は、工期の30%を超えず、かつ、3ヶ月を超えない範囲で定めてください。

※松戸市建設工事フレックス工期契約制度試行実施要領第6条を参考

～例～

・契約締結日が令和元年7月1日、工期が契約締結日の翌日から令和2年2月28日までの場合

7月・・・30日

8月・・・31日

9月・・・30日

10月・・・31日

11月・・・30日

12月・・・28日

1月・・・28日

2月・・・28日

} (年末年始6日を除く)

合計 236日

$236日 \times 30\% = 70.8日$

※工事着手期限日・・・令和元年9月9日

Q 2 契約締結時に、配置予定された主任技術者（監理技術者）を余裕期間内に変更することは可能か。

A 2

変更することはできません。フレックス工期契約制度に該当する各工事案件の公告文にも記載していますので、確認してください。

Q 3 配置予定技術者が、他の工事に従事している場合、その当該工事の工期が余裕期間と重複していてもよいか。検査が終わるまで拘束されるのか。

A 3

配置予定技術者が、他の工事に従事している場合、工期末が余裕期間に重複していても問題はありませんが、当該工事の着手までに、他の工事が竣工し、検査が終わっていることが必要です。※ただし、当該工事及び他の工事が兼任の場合は、この限りではない。

Q 4 工事終期は変更できますか。

A 4

原則、工事終期の変更はできません。

Q 5 資機材等の発注等を行ってもいいですか。

A 5

資機材等の発注及び工場製作等は工事着手日までの間に行ってはいけません。
※松戸市建設工事フレックス工期契約制度試行実施要領第5条を参考

Q 6 契約保証の期間は契約締結日から対象になりますか。

A 6

契約保証の期間は着手日に関係なく、契約締結日から対象になります。通常の工事と同様、履行保証証券の証券作成日についても契約締結日に合わせてください。